

坂東市総合計画（第２期戦略プラン）策定支援業務 仕様書

１ 業務名

坂東市総合計画（第２期戦略プラン）策定支援業務

２ 目的

本業務は、本市の総合計画である『ばんどう未来ビジョン戦略プラン』〔平成29年度～令和3年度〕をはじめ、『坂東市まち・ひと・しごと創生総合戦略』〔平成29年度～令和3年度〕（以下、「総合戦略」）、『坂東市教育に関する大綱』〔平成28年度から概ね５年間〕（以下、「教育大綱」）及び『坂東市国土強靱化計画』〔令和２年度～令和３年度〕（以下、「強靱化計画」）の計画期間が終了することを受け、これらを統合した、令和４年度から令和７年度までを計画期間とする新たな総合計画（以下、「新総合計画」）を策定することを目的とする。

なお、策定にあたっては、新総合計画が、少子高齢化の進行や市民協働の推進、デジタル技術の高度化、多様化・深刻化する自然災害への対応など、時代の潮流や当市を取り巻く環境の変化を捉えるとともに、本市の地域課題や厳しい財政状況等を十分に踏まえ、市民及び職員が目指すべき将来都市像を共有し、その実現に向けて行動するための指針となるものであることに留意する。

３ 業務委託期間

契約締結（令和３年５月１４日予定）の翌日から令和４年３月１８日まで

４ 業務の概要及び提案の留意点

（１）実施体制

受託者は、本業務において専門的な立場で対応し、常に連絡・調整ができる主任技術者及び担当技術者を配置するものとする。

【提案の留意点】

- 直近７年以内（平成２６年４月以降）に地方公共団体より受託し、完了した総合計画、総合戦略及び人口ビジョン策定業務の実績を示すこと。
- 主任技術者の実務経験年数、担当技術者の人数及び各実務経験年数等を示すこと。

（２）基礎資料の作成

ア 本市等に係る各種統計データ等の収集・整理、分析及び図表化

計画策定の基礎資料とすることを目的に、次の（ア）～（ウ）に関するデー

タ等の整理、分析を行う。なお、当資料は、基本的に『坂東市人口ビジョン』（平成 28 年 3 月）第 2 章及び第 3 章に掲載されたデータの時点修正を想定しており、データの分析及び図表化を行ったうえで、新総合計画に掲載する。

（ア）人口動態 人口、自然動態（出生・死亡）、社会動態（転入・転出）等

（イ）産業動態 就業者数、事業所数、通勤流動（市内・市外別就業状況）

（ウ）将来人口推計 国立社会保障・人口問題研究所の資料に基づく推計人口

やコーホート要因法又はコーホート変化率法を用いた将来人口の推計

※推計期間は 2025 年から 2060 年までとし、5 年毎に総人口及び年齢 3

区分別人口について示すものとする。

【提案の留意点】

- 『坂東市人口ビジョン』に掲載されたデータに関わらず、より本市等の現況把握及び分析に有効と考えられる統計データや分析手法、図表化（ビジュアル）等があれば提案すること。

イ 住民意識調査の実施、分析及び図表化

計画策定の基礎資料とすることを目的に、住民の暮らしやまちづくりに関する意向、満足度等を把握するための調査を実施する。また、回答について集計、分析及び図表化を行ったうえで、新総合計画に掲載する。

（ア）調査対象

市内在住の16歳以上の男女3,000人（無作為抽出） ※目標回収率50%

（イ）設問内容

定住意向、生活満足度、地域課題、市が行うべき取組など【20問程度】

（ウ）調査方法

依頼：対象者にはがき（回答フォームのQRコードを記載）を郵送

回答：はがきに記載されたQRコードにアクセスして回答

（エ）調査における業務分担

発注者による作業	受託者による作業
【調査段階】 ・実施方針及び調査票（設問）の確定 ・対象者データの抽出 【集計段階】 ・調査結果（新総合計画への掲載内容）の確定	【調査段階】 ・調査票（設問）案の作成と補修正 ・回答フォーム、QRコードの作成 ・はがきの作成・発送 【集計段階】 ・集計及び自由記述回答部分の整理 ・調査結果の分析及び図表化 ・調査結果（新総合計画への掲載内容）案の作成と補修正

【提案の留意点】

- 上記の内容にかかわらず、有意と考える調査対象者や設問内容、より効果的・効率的な調査方法等があれば提案すること。
- 調査結果の新総合計画への反映方法についても提案すること。

（３）新総合計画の骨子、素案、成案及び概要版の作成

上記（１）、（２）の内容や分析結果のほか、委託者が提供する資料（本市の施策・事業を取りまとめたもの）等を用いて、次のア～ウを作成する。なお、作成にあたっては、閲覧者の立場に立ち、適切に図表やイラスト、写真等を使用するなど、視覚的にも理解し易いデザインとするよう努めるものとする。

ア 骨子（構成及び体系）の作成

本市の総合戦略、教育大綱、強靱化計画を包含した、新総合計画の骨子（構成及び体系）を作成する。※現時点の骨子案を資料末尾に示す。

イ 素案及び成案の作成（※）

上記ア等に基づき、新総合計画の素案を作成する。また、委託者が実施するパブリックコメント等を踏まえ、素案を修正し、計画成案を作成する。

ウ 概要版の作成

上記成案の内容を要約し、概要版を作成する。

※「強靱化計画」に係る部分は、委託者においてデータを作成するものとし、受託者は、委託者が作成したデータを新総合計画の素案、成案及び概要版に編入する作業（デザイン等の補修正含む）を行うものとする。

【提案の留意点】

- 上記アに示す３種の計画の包含及び持続可能な開発目標〔SDGs〕の反映手法（全体の構成・体系、視覚的な工夫など）等について、委託者が示す骨子案に関わらず提案すること。
- 計画の進捗及び事業効果等を測定するための指標及び計画期間終了年度に行う計画全体に対する評価方針について提案すること。
- 新総合計画のページレイアウト及びデザインについて提案すること。
- 上記ウの概要版の構成やページ数、レイアウト及びデザインについて提案すること。

（４）業務スケジュール

本業務の委託期間は、契約締結（本年５月１４日予定）の翌日から令和４年３月１８日までとする。なお、上記（１）～（３）の業務のほか、現時点で対

外的な手続きとして次のア～ウが予定されており、これらを踏まえて業務スケジュールを作成する。

ア 審議会の開催

開催時期は、令和3年5月下旬（市長からの諮問）、7月、9月、11月、令和4年2月上旬（市長への答申）を予定している。

イ パブリック・コメントの実施

新総合計画に係る意見を公募する（30日以上）。 ※実施時期未定

ウ 市議会への新総合計画の上程

令和4年3月上旬予定の本市議会に、新総合計画成案、概要版の上程を予定している。

【提案の留意点】

- 上記を踏まえた業務スケジュールを提案すること。なお、不明または未定の点等については、提案者の仮定により提案して差し支えない。

（５）審議会の運営支援

市長の諮問に応じて開催される「総合計画審議会」（以下、「審議会」）に関し、会議資料等の作成、印刷及び必要な助言を行う。なお、受託者が審議会に出席することは想定していない。〔審議会の開催は5回を予定〕

【提案の留意点】

- 審議会への参画が望ましいと考えられる業種や団体等があれば提案すること（他市町村における特徴的かつ優良とされる事例など）。
- より効果的・効率的な審議会の運営方法があれば提案すること。

（６）その他（独自提案）

その他、本業務及び新総合計画の遂行を円滑かつ効率的に進めるために必要な業務等について、受託者からの提案等を参考に積極的に取り入れることとする。

【提案の留意点】

- 本業務を円滑かつ効率的に進めるための手法や、新総合計画の実行性の向上（計画と予算の連動など）、住民及び職員による新総合計画を意識した主体的な行動を促す手法があれば提案すること。

5 成果品

業務委託期間内に、次の（１）～（４）の電子データをUSBメモリ等の電子記録媒体に記録し、委託者の指定する場所に納品する。

- （１）新総合計画（全編結合版）…Aiデータ、Word、PDF

- (2) 新総合計画（各章分割版） … Aiデータ、Word、PDF
- (3) 新総合計画【概要版】 … Aiデータ、Word、PDF
- (4) 住民意識調査の調査結果（※） … Excel

※単純集計、クロス集計及び新総合計画に掲載した図表のデータ

納品データ	Ai	Word	PDF	Excel
(1) 全編結合版	○	○	○	
(2) 各章分割版	○	○	○	
(3) 概要版	○	○	○	
(4) 住民意識調査				○

6 留意事項

あらかじめ以下の図書を確認し、業務の参考とすること。

- ・『ばんどう未来ビジョン』（平成30年2月）
- ・『坂東市人口ビジョン』（平成28年3月）
- ・『坂東市まち・ひと・しごと創生総合戦略』（平成28年3月）
- ・『第2期 坂東市子ども・子育て支援事業計画』（令和2年3月）
- ・『持続可能な開発目標（SDGs）の推進に関する基本方針』（令和2年4月）
- ・『ばんどう政策特集2020』（令和2年8月）

※市HPで確認できない図書は、委託者より貸与する。

新総合計画骨子（構成及び体系）案

I 序論	1. 計画策定の趣旨（目的、期間、構成など） 2. 社会情勢（人口動態、産業動向、人口推計など） （＝新たな『坂東市人口ビジョン』として位置づけ） 3. 住民意識調査の結果 4. まちづくりテーマ（将来都市像、まちづくりテーマ）	40P 程度
II 戦略プラン	1. 「ひとづくり」戦略プラン ・重点施策と事業 2. 「暮らしづくり」戦略プラン ・重点施策と事業 3. 「都市づくり」戦略プラン ・重点施策と事業 4. 「仕事づくり」戦略プラン ・重点施策と事業	30P 程度
III 国土強靱化計画（※）	1. 概要 2. 脆弱性評価 3. 強靱化に向けた取組	20P 程度
IV 附属資料（策定の経緯、策定体制、諮問書・答申書など）		10P 程度

※「III 国土強靱化計画」に係る部分は、委託者においてデータを作成するものとし、受託者は、委託者が作成したデータを新総合計画の素案及び成案に編入する作業（デザイン等の補修正含む）を行うものとする。（受託者は「国土強靱化計画」に関するデータの作成は行わない。）